岩手県津波防災技術専門委員会小委員会 規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県津波防災技術専門委員会規約第8条第2項の規定に基づき、岩手県津波防災技術専門委員会(以下「委員会」という。)に置く小委員会(以下「小委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 小委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 津波浸水想定の検討に係る技術的・専門的な事項に関すること。
 - (2) その他、津波浸水想定の検討にあたって必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 小委員会は、別表の委員で構成するものとし、委員は知事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委員会規約第2条に掲げる目的の達成をもって終えるものとする。

(委員長)

- 第4条 小委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総務し、小委員会の議長となる。
- 4 委員長に事故ある時は、委員長の指名するものが、その任務を代行する。

(会議)

- 第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員以外の出席を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について委員会に報告するもの とする。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、委員会の事務局において処理する。

(規程の改正)

第8条 この規程を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で協議する。

附 則

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

岩手県津波防災技術専門委員会小委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	現 職
いまむら ふみひこ 今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所 所長
おがさわら としのり 小笠原 敏記	岩手大学理工学部 教授
加藤史訓	国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長
できる かずひさ 後藤 和久	東京大学大学院 教授
南 正昭	岩手大学理工学部 教授